

議案第44号

幸手市手数料条例等の一部を改正する条例

(幸手市手数料条例の一部改正)

第1条 幸手市手数料条例(平成12年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表43の項及び52の項手数料を徴収する事務の欄中「第5項」を「第6項」に改め、同表59の項手数料を徴収する事務の欄中「第5項」を「第7項」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項手数料の名称の欄中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項手数料の金額の欄ア①中「増築又は改築の場合 13,000円」を「

増築又は改築の場合 13,000円

建築を伴わない場合 13,000円

」に改め、同ア①中「

床面積の合計が500平方メートル以内のもので増築又は改築の場合

25,000円」を「

床面積の合計が500平方メートル以内のもので増築又は改築の場合

25,000円

建築を伴わない場合 25,000円

」に改め、同欄イ①中「増築又は改築の場合 85,000円」を「

増築又は改築の場合 85,000円

建築を伴わない場合 85,000円

」に改め、同イ①中「増築又は改築の場合 194,000円」を「

増築又は改築の場合 194,000円

建築を伴わない場合 194,000円

」に改め、同表61の項手数料を徴収する事務の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項手数料の名称の欄中「長

期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項手数料の金額の欄ア⑥中「増築又は改築の場合 6,500円」を「

増築又は改築の場合 6,500円

建築を伴わない場合 6,500円

」に改め、同ア⑥中「

床面積の合計が500平方メートル以

内のもので増築又は改築の場合 1

2,500円」を「

床面積の合計が500平方メートル以

内のもので増築又は改築の場合 1

2,500円

建築を伴わない場合 12,500円

」に改め、同欄イ⑥中「増築又は改築の場合 42,500円」を「

増築又は改築の場合 42,500円

建築を伴わない場合 42,500円

」に改め、同イ⑥中「増築又は改築の場合 97,000円」を「

増築又は改築の場合 97,000円

建築を伴わない場合 97,000円

」に改める。

(幸手市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 幸手市手数料条例の一部を改正する条例（令和3年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条中別表43の項、52の項及び59の項の改正規定は、公布の日から、第2条の規定は、令和5年2月20日から施行する。

令和4年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

## 提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料の新設及び所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。